

(仮称)登別市景観・緑化条例検討市民会議設置要綱

(設置)

第1条 (仮称)登別市景観・緑化条例(以下「条例」という。)の策定に向けて、広く市民の意見を反映させるため、(仮称)登別市景観・緑化条例検討市民会議(以下「市民会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 市民会議における所掌事務は次に掲げる事項とする。

- (1) 条例の素案の策定に関すること。
- (2) その他条例の策定に関して必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 市民会議は、委員25名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 景観・緑化関係者
- (2) まちづくり関係者
- (3) 環境保全関係者
- (4) 観光経済関係者
- (5) 教育関係者
- (6) 本市に居住する20歳以上の公募した市民
- (7) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、条例が制定される日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 市民会議には会長及び副会長を置く。

- 2 会長は委員の互選とする。
- 3 会長は会務を総理する。
- 4 副会長は、あらかじめ会長が委員の中から指名し、会長が不在のときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 市民会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務局)

第7条 市民会議の事務局は、都市整備部都市計画・公園グループに置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成23年3月11日から施行する。

2 この要綱による最初の市民会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。